

# 保健事業検討委員会を設置し 今後の保健事業の あり方について検討しています



公立学校共済組合の保健事業は、公立学校共済組合の事業方針に基づき実施しています。各支部においては、保健事業の充実を図り、健康の保持増進及び疾病予防を推進することで、医療費の適正化につながるよう効率的かつ効果的な事業展開を図ることが求められています。

東京支部においても保健事業の現状と課題を整理し、社会状況や組合員のニーズに即した保健事業のあり方について検討する必要があるため、「保健事業検討委員会」を設置し、検討をしています。

**【設置期間】** 平成29年5月1日(月)から12月31日(日)まで

**【検討委員】** 支部組合員、校長会及び支部のそれぞれを代表する者

**【検討日程】** 平成29年5月から12月まで

**【その他】** 検討結果及び平成30年度以降の保健事業については、今後の「かがやき」にてお知らせします。

問合せ先

福利厚生課厚生事業担当

☎03-5320-6821

## 福祉保険制度

福祉保険制度は、公的給付（年金や健康保険）を補完する任意加入の保険制度です。当共済組合の公的給付を踏まえ、組合員の皆様に何が必要なかを考えて設計された制度ですので、加入できるのは当共済組合員だけです！

平成29年11月より制度をリニューアルし、保障できる範囲がさらに充実します。

また、福祉保険制度のリニューアルに合わせ、平成29年11月より健康相談事業もリニューアルします。リニューアルの詳しい内容については、4月頃に配付のリーフレットをご覧ください。

### 特定疾病給付金の 保障範囲を拡大します

『特定疾病給付金(主契約)』に新たな特約(『7大疾病保障特約』『がん・上皮内新生物保障特約』)を付加することで、従来の三大疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物\*の保障を加えて手厚い保障を準備することができます。

\* 上皮内新生物は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

〈平成29年11月からの保障範囲  
(2特約を付加した場合)〉

7大疾病+上皮内新生物

〈これまでの保障範囲〉

三大疾病

(または死亡・高度障害)  
悪性新生物(がん)  
急性心筋梗塞  
脳卒中

新規

四疾病+上皮内新生物

重度の糖尿病 慢性腎不全  
重度の高血圧性疾患 肝硬変  
上皮内新生物

主契約……………所定の悪性新生物(がん)<sup>(注1)</sup>と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態<sup>(注2)</sup>になったときに保険金をお支払いします。

7大疾病保障特約……………所定の悪性新生物(がん)<sup>(注1)</sup>と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態<sup>(注2)</sup>になったときに保険金をお支払いします。

がん・上皮内新生物保障特約……………所定の悪性新生物(がん)<sup>(注1)</sup>・上皮内新生物と診断確定されたときに保険金をお支払いします。

(注1)主契約、7大疾病保障特約の「悪性新生物(がん)」には、悪性黒色腫以外の皮膚がんや上皮内新生物を含みません。

(注2)がん・上皮内新生物保障特約の「悪性新生物(がん)」には、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

(注3)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-17-LF-001889